

能登駅伝開催基本計画策定業務委託仕様書

1 目的

能登駅伝は、約半世紀前に本県で開催されていたものである。富山県高岡市を起点とし、能登半島を一周して金沢に至るルートは全26区間、約350kmにおよび、当時は学生三大駅伝にも数えられ、日本一過酷な駅伝とも呼ばれた。県では能登半島地震からの創造的復興を図るため、能登駅伝の復活を目指しており、他県の駅伝やマラソン大会等の例を参考に、以下の事項について調査・検討のうえで「能登駅伝開催基本計画」を策定する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託費用

3,300万円以内（消費税及び地方消費税含む）

4 業務概要

以下の項目について、各種調査・データ収集・分析を行い、案を提示すること。また、県と調整のうえで、「能登駅伝開催基本計画」としてとりまとめること。なお、同計画は、県が別途設置する準備委員会での承認を得るものであることに留意すること。

(1) 開催の諸条件に関すること

① 開催条件

駅伝に出場する選手の一般的な年間スケジュールを踏まえ、能登駅伝の開催月の案を提示すること。また、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、能登駅伝の実際の開催にあたってクリアすべき事項（道路の開通など開催条件）を示すこと。

② 気象条件

過去に開催されていた際の気象条件及び今回の開催に向け近年の気象条件を調査すること。

(2) 大会のアウトラインに関すること

① 運営主体（主催・共催・後援・運営協力等）

能登駅伝の開催に相応しい運営主体の案を提示すること。

② 大会規模

能登地域での開催にあたり適切な出場チーム数の案を提示すること。

③ 出場選手

単独の大学、複数大学合同のチーム、各地区の学連選抜など、男子のみもしくは男女混合など、出場選手の属性について検討し、案を提示すること。

④ チーム編成

参加大学（合同チームや選抜チームも含む）における、監督、コーチ、マネージャー、競技者、補欠者などのチーム編成について検討し、案を提示すること。

(3) コース設定に関すること

① コース

今回の開催趣旨や過去の経緯、並びに選手の走行のしやすさや観光スポットの経由などについても考慮したうえで、新たな能登駅伝のコースを複数案検討し、提示すること。ただし、起点・終点は七尾市もしくは志賀町とし、被災6市町（七尾市・輪島市・珠洲市・志賀町・穴水町・能登町）を回るコースとすること。

② 区間

区間割りの検討に当たっては、各区間の走行距離や高低差のほか、中継所の利便性等も勘案すること。また、男子選手のみのお出場としたときの区間割りの案と、男女混合としたときの区間割りの案をそれぞれ検討し、提示すること。

③ 中継所及び選手待機場所、給水所

各中継所や選手待機場所、給水所の運営に関して必要となる事項を調査し、案を提示すること。

④ 交通規制

立案したコース、区間、中継所等を踏まえ、交通規制の考え方を提示すること。

(4) 大会運営に関すること

① 大会運営スタッフの規模

大会運営の各業務において必要となるスタッフ数を積み上げたうえで、大会全体の運営にあたって必要となるスタッフ数を検討し、案を提示すること。

② 競技役員等の配置

競技の運営に向け、大会本部の場所や各競技役員等の配置などの基本事項について検討し、案を提示すること。

③ 運営管理車

伴走車などの運営管理車をはじめとした、大会運営に必要となる車両計画について検討し、案を提示すること。

④ 人員の輸送

大会当日の選手・役員等関係者の輸送計画について検討し、案を提示すること。

⑤ 大会運営に必要となる物品類

運営にあたり必要となる物品類、機器類のほか、ゼッケンやタスキなど一切の必要物品について、一覧を作成したうえで調達方法を検討し、案を提示すること。

⑥ 地元学生

大会の準備・運営にあたっての地元学生による応援など、学生の関わり方について検討し、案を提示すること。

⑦ 宿泊場所の調整

開催時には多数の関係者の滞在看込まれることから、旅館・ホテルの営業再開見込みや地域ごとの受入れ可能人数を踏まえつつ、大会の計画に合わせた宿泊先等の方針を立案し、提示すること。また、宿泊サポートセンターの設置に向けた検討を行い、案として提示すること。

⑧ 弁当の手配に関する調整

大会の運営にあたり、役員、運営スタッフや選手が要する昼食等の弁当について、調達及び給

食に係る計画を検討し、案を提示すること。

⑨ 大会ファイナンス

収支の見込みを費目ごとに積算し、運営全体に係るファイナンス計画を検討し、案として提示すること。なお、大会運営の外部委託やクラウドファンディングの活用も検討に含めること。

(5) 広報に関すること

① 広報計画

新聞、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、SNSなど各種メディアを活用した広報計画を検討し、案を提示すること。

② 広報素材の収集と活用

テレビ局等が保有している過去の能登駅伝の映像を探索し、リスト化して提示すること。

③ 参加大学の能登との関わり

能登を挙げて応援する気運の醸成に向け、能登地域と参加大学の学生の関わりを強化するため、選手のボランティア参加や祭などの支援を含むエクスカージョン及び事前合宿について検討し、原案として提示すること。

④ 関連イベント

開催に向けた気運醸成や観光PRのため、プレイベントの開催や大会期間中の本県の魅力発信について検討し、案を提示すること。

(6) その他

必要に応じて県担当者と調整のうえ、大会の運営にあたって特に必要と認められる事項について検討・調査を行うこと。

5 中間とりまとめ

令和7年8月末までに基本計画の中間とりまとめ報告書を提出すること。それ以外の時期においても、必要に応じて、中間報告を求める場合がある。(ファイル形式などは県との協議のうえ、決定する)

6 成果品の提出

本業務の完了後、速やかに業務実施報告書、能登駅伝開催基本計画のほか、本事業において撮影した写真、動画、作成資料を提出(ファイル形式などは県と協議のうえ、決定する)し、県の完了検査を受けること。

7 情報セキュリティの確保及び個人情報の保護等

(1) 情報セキュリティーポリシーの厳守

受託者が業務を行うにあたっては、別添1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別添2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 権利関係

- (1) 本事業の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、予算額に含むものとする。
- (2) 本事業の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者は責任を負わない。
- (3) 委託者から提供する以外の写真、画像等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないように厳に注意すること。

9 その他

- (1) 契約締結後、2週間以内に本業務の年間スケジュールを作成し、県の担当者の承認を得ること。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者や関係者と密に連携を図り、十分な協議のうえ、円滑に行うものとし、委託者がミーティング等の開催を指示した際はこれを開催すること。また、業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 委託者が出張して調査等を行う場合、必要に応じて同行すること。
- (4) 4に示す各項目以外で計画策定にあたり必要な調査があれば提案すること。
- (5) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
- (8) 委託契約金額には、旅費、通信運搬費、燃料費、消耗品費、印刷費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- (9) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた際は、その損害の責を負うものとする。